

駐輪場利用案内

駐輪場利用時間:24時間利用可能

定期券売機がある駐輪場用

対象駐輪場 五反野、梅島、谷塚、草加、
獨協大学前、越谷、北越谷、
豊春の各駐輪場

定期利用

◎新規利用受付

受付期間

毎月20日から月末までに先着順で翌月分の定期を発売いたします。

受付時間

駐輪場により異なります。(詳しくは当社ホームページでご確認ください。)

利用料金
(1ヶ月・税込)

駐輪場により異なります。(詳しくは現地駐輪場内の案内看板または当社ホームページでご確認ください。)

手続方法

駐輪場窓口にて受付

- 受付時間内に駐輪場窓口にお越しください。
- 定期利用申込書をお渡しいたします。
- ※申込受付場所は現地駐輪場窓口のみです。
予約受付はしていません。

定期利用申込書の記入

- 定期利用申込書に必要事項をご記入ください。
- 学生(高校生以下)の方は、学生証をご提示いただきますので、ご持参ください。

申込手数料のお支払い

- 新規申込手数料をお支払いください。
定期券カードを発行いたします。
- 利用約款をお渡しいたしますので、ご利用前に必ずご覧ください。

定期利用料金のお支払い

- 駐輪場窓口横の定期券売機に定期券カードを入れ、定期利用料金をお支払いください。
- 券売機より発行された定期利用シールを自転車等の後輪泥よけカバーに貼り、手続きは完了です。

◎更新手続き

更新期間 毎月20日から月末までに翌月分の定期を更新願います。

受付時間 駐輪場により異なります。(詳しくは当社ホームページでご確認ください。)

手続方法 ●駐輪場窓口横の定期券売機に定期券カードを入れ、定期利用料金をお支払いください。

- 券売機から新しく発行された定期利用シールを自転車等の後輪泥よけカバーにお貼りください。

◎以後の更新手続きも同様です。

一時利用

※五反野第2、梅島第2、草加北、獨協大学前駅第1駐輪場は
一時利用の取り扱いはありません。

◎利用方法

受付時間 駐輪場により異なります。(詳しくは当社ホームページでご確認ください。)

利用料金
(当日1回・税込) 駐輪場により異なります。(詳しくは現地駐輪場内の案内看板または当社ホームページでご確認ください。)

手続方法

駐輪場窓口にて一時利用券を購入

- 窓口にて一時利用料金をお支払いください。
- 係員が一時利用券を発行いたします。

一時利用券をハンドルに貼付

- 一時利用券を自転車等のハンドルに貼ってください。

一時利用ゾーンに駐輪

- 一時利用ゾーンに駐輪し、鍵をかけてください。

【係員不在時に駐輪されるお客様へ】

係員不在時に駐輪される場合は、お帰りの際に料金をお支払いいただきますので、一時利用ゾーンに駐輪し、鍵をかけてお出かけください。

係員が出勤後、ハンドル等に利用料金を記載した札(桃色)を貼りますので、お帰りの際に札と利用料金を窓口にお持ちください。

(係員不在の際は、札に利用料金を包み、管理事務所のポストにご投函ください。)

お願い

- ◎各駐輪場は、自転車・バイクの駐輪場所を提供するものであり、自転車等を預かって保管するものではありませんので、駐輪場内における自転車等の盗難、破損、紛失、焼失、冠水等の事故にかかる損失等については、一切の責任を負いません。予めご了承ください。
- ◎駐輪の際は、必ず鍵を二重におかけください。
- ◎自転車等の盗難・いたずら等の被害にあわれた際は、駐輪場管理事務所にご一報いただくとともに、最寄りの警察署・交番に届出いただきますようお願いいたします。
- ◎定期利用の更新手続きは、更新期間内にお手続きください。
更新期間内に更新されない場合は、その契約は期間満了の日に終了したものとなります。

自転車駐車場利用約款(開放式)

(総 則)

- 1 東武プロパティーズ株式会社が運営する自転車駐車場を利用する方は、この約款に記載してある事項を承諾のうえ利用するものとします。

(利用時間等)

- 2 当駐車場は、24時間解放するものとします。
ただし、新栃木駐輪場は平日6:30~21:00、土日祝日6:30~20:00が営業時間となります。
(夜間は駐輪場の利用ができません。)
- 3 駐車場管理のための係員(以下「管理員」といいます。)が利用申込の受付、場内の監視等のために勤務する時間および休日は、利用案内看板に掲示します。

(定期利用の申込等)

- 4 定期利用は毎月20日から月末までの間に、1人1台に限って受付をします。ただし、特に期間の表示がある場合には、その期間中に受付をします。
■次の駐輪場は定期利用申込期間が異なります。
小菅駐輪場: 毎月月末7日前から月末まで
北春日部駐輪場・七里駐輪場・大和田駐輪場・大宮公園駐輪場: 毎月25日から翌月3日まで

(利用手続および利用料金等)

- 5 定期利用の申込および契約の手続きは、当社の定めた方式によるものとします。
- 6 契約期間およびこれに対応する定期利用料金等は、当社の定めたところにより、利用案内看板に掲示します。
- 7 契約手続きを終えた方には、定期駐車券および定期利用シールを交付します。
- 8 定期利用料金は、利用者から解約申出があった場合は、残期間が1ヶ月以上のものに限り、払戻しをします。

(定期利用契約の更新)

- 9 定期利用契約の更新は、期間満了月の20日から月末までの間に行うものとします。
ただし、特に期間の表示がある場合には、その期間中に更新を行うものとします。
■次の駐輪場は定期利用申込期間が異なります。
小菅駐輪場: 毎月月末7日前から月末まで
北春日部駐輪場・七里駐輪場・大和田駐輪場・大宮公園駐輪場: 毎月25日から翌月3日まで
- 10 前項の期間内に利用契約の更新をしなかった場合は、特に当社の承認がない限り、その契約は、期間満了の日に終了したものとします。

(駐車券等の再交付等)

- 11 定期駐車券および定期利用シールは、紛失、毀損等の事実を確認できる場合の他再交付いたしません。
- 12 定期駐車券および定期利用シールの紛失に起因する損害については、当社は一切の責任を負いません。
- 13 利用者は、定期利用契約を解約したときは、定期駐車券および定期利用シールを返却しなければなりません。

(自転車等の盗難・破損等)

- 14 当駐車場は、駐車場所を提供するものであり、自転車・バイク(以下「自転車等」といいます。)を預かって保管するものではありませんので、駐車場内における自転車等の盗難、破損、紛失、焼失、冠水等の事故にかかる損失については、一切の責任を負いません。

(利用上の注意)

- 15 利用者は、管理員から定期駐車券の提示を求められたときは、これに応じなければなりません。
- 16 利用者は、駐車場所の指定があるときは自転車等を所定の場所に正しく駐車しなければなりません。
- 17 利用者、定期利用シールは自転車等の見やすい位置に貼付しなければなりません。
- 18 利用者は、盗難防止のため自転車等に鍵を備えるようにし、施錠するものとします。
- 19 利用者は、盗難防止のため夜間の駐車は避けるようにし、やむを得ない事情によって夜間の駐車をするときは、特に安全な施錠をするものとします。
- 20 利用者は、駐車場で、火気の使用またはごみ・汚物の散逸など管理上支障となる行為をしてはなりません。
- 21 利用者は、故意または重大な過失によって、駐車場施設、場内の他の自転車等または人身に損害を与えたときは、これを弁償しなければなりません。
- 22 駐車場の利用についての不正があったときは、以後の利用を断ることがあります。
- 23 契約期間満了の後、一定期間を経過しても引取りのない自転車は、放置車として処分します。